

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番(0154)を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

赤十字救急法基礎講習

回 4月22日(土)午前9時～午後1時／
回 釧路赤十字病院4階講堂／
回 満15歳以上／
回 12人／
回 心肺蘇生やAEDの使い方等／
回 1,500円(教材費等)／
回 4月14日(金)までに日本赤十字社釧路市地区(社会援護課内回61-5032)へ

2023(令和5)年度第1回危険物取扱者試験・第1回消防設備士試験

回 5月21日(日)／
回 試験の種類=[危険物取扱者]甲種、乙種(1～6類)、丙種、[消防設備士]甲種(1～5類)、乙種(1～7類)／
回 郵送申請は4月7日(金)～14日(金)、インターネット申請は4月4日(火)～11日(火)に消防試験研究センター北海道支部(〒060-8603札幌市中央区北5条西6丁目2-2札幌センタービル12階回011-205-5371)へ／
回 消防本部予防課予防広報担当(回23-0426)

2023(令和5)年度慰霊巡拝の実施

厚生労働省では、旧主要戦域や遺骨収容のできない海上において、戦没者を慰霊するため、1976(昭和51)年度から遺族を主体とした慰霊巡拝を計画的に実施しており、参加される遺族代表の方には旅費の3分の1を国費補助しています。遺族の範囲や条件等の詳細はお問い合わせください。
回 社会援護課福祉政策担当(回31-4536)

2023(令和5)年度平和コンクール作品

●第23回平和絵画コンクール
回 市内の小学生／
回 小学生が思い描く「平和な暮らし」の絵／
回 用紙の規格=四つ切り(40cm×55cm、縦横自由)／
回 画材=彩色の方法は自由。画材はクレヨン、パステル、水彩等いずれでも可／
回 最優秀賞の絵は各種資料の表紙絵として使用されます／
回 4月6日(木)～5月31日(水)

●第36回平和図書読書感想文コンクール

回 市内の中学生／
回 広島、長崎の原爆を主題とした図書(小説、随筆、詩集、記録等)の感想文／
回 作品=400字詰原稿用紙3～5枚程度／
回 入賞作品は各種啓発事業に活用されます／
回 4月6日(木)～5月31日(水)

●第22回平和の主張コンクール

回 市内の高校生／
回 戦争と平和について思うこと、主張したいことをまとめた論文／
回 作品=400字詰原稿用紙3～5枚程度／
回 最優秀賞授賞者は8月15日(火)に栄町平和公園で行われる「釧路市民戦災死没者慰霊式並びに平和祈念式」で作品を発表していただきます／
回 4月10日(月)～5月31日(水)
【共通】応募方法=市内の各学校を通じ学校単位で提出／
回 表彰=最優秀賞・優秀賞・佳作(6月中旬発表予定)、参加賞あり／
回 釧路市平和都市推進委員会事務局(〒085-8505黒金町7-5市民生活課内回31-4590)

学校スポーツ開放利用団体登録受付

登録条件=①市内に居住または、勤務・在学(高校生以下の児童生徒を除く)する10人以上の団体 ②市スポーツ少年団に登録している団体／
回 開放施設=市内小・中学校の体育館およびグラウンド／
回 開放期間=[体育館]5月～2024(令和6)年3月、[グラウンド]6月～10月／
回 開放時間=[小学校]月～金曜日午後7時～9時、[中学校]月～土曜日午後7時～9時／
回 1団体1回の利用につき200円(電気料実費相当)／
回 4月3日(月)から原則オンラインで。難しい場合は直接MOO4階市教委スポーツ課(錦町2-4回31-2600)へ。※阿寒・音別地域は、それぞれの教育事務所が窓口です。

釧路湿原こどもレンジャー登録者

体験型のイベントを開催し、楽しみながら釧路湿原について学習します。
回 市内、釧路町、標茶町、鶴居村内の小学校3～6年生(登録者の兄弟であれば、小学校低学年でも登録可)／
回 活動内容はInstagramやフェイスブックをご覧ください／
回 4月1日(土)から電話またはメールで釧路湿原国立公園連絡協議会事務局(環境保全課内回31-4594回ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp)へ

2023(令和5)年度に指定管理者の公募を行う施設

公募の詳細は5月頃から市ホームページ等でお知らせしますのでご確認ください。
回 施設名称・施設所管課=釧路フィッシャーマンズワーフ(MOO)・観光振興室、釧路市東港区北地区緑地(EGG)・港湾空港課／
回 指定期間(予定)=2024(令和6)年4月1日～2029(令和11)年3月31日／
回 契約管理課契約担当(回31-4508)

町内会役員表彰候補者を推薦してください

回 10年以上にわたり、町内会や自治会の役員として、地域のまちづくりに貢献された方／
回 推薦方法=連合町内会に加入の町内会は、連町通信に同封の様式に必要事項を記入の上、連合町内会事務局へ提出。連合町内会に未加入の町内会は、市民生活課にお問い合わせください／
回 4月20日(木)までに市民生活課(回31-4590)へ

まちづくり出前講座

市職員が皆さんのもとに出向き、防災、健康づくり、市の政策や産業などについて、さまざまな講座を行います。詳細は市ホームページをご覧ください。
回 市内に在住、在学、在勤している10人以上で構成された団体／
回 市教委生涯学習課(回31-4579)

身体障害者福祉センターからのお知らせ

●手話奉仕員養成講習会(基礎課程)
日常会話が可能な手話技術の習得およびろうあ者について学びます。
回 5月10日～12月6日の毎週水曜日(8月16日(水)は除く)午前10時～正午(全30回)／
回 手話奉仕員養成講座(入門課程)修了者／
回 11人／
回 3,300円(テキスト代)
●要約筆記入門講座
途中から耳が聞こえなくなり、手話を使えない人たちに書いて伝える技術を学びます。
回 5月9日～8月22日の毎週火曜日(8月15日(火)は除く)午前10時～正午(全15回)／
回 10人
【共通】回 4月3日(月)から電話で身体障害者福祉センター(川北町4-17回24-7471)へ

税・保険・年金

5月1日(月)は以下の市税等の納期限です
・4月分保育園保育料
●市税等 休日の納付相談窓口
回 4月22日(土)午前9時～午後5時
◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。
回 納税課(回31-4517・4518)
■納付には便利な口座振替を■

後期高齢者医療保険料の仮徴収

2月に後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれていた方は、今年の2月に差し引かれた額が、4・6・8月に差し引かれます(6・8月の額は調整される場合があります)。年間保険料の確定額と6月からの徴収額は、6月に送付する「後期高齢者医療保険料決定通知書」でご確認ください。
回 医療年金課医療給付担当(回31-4526)、回 市民課市民サービス担当(回66-2210)、回 市民課市民サービス担当(回01547-6-2231)

資産税課からのお知らせ

●2023(令和5)年度固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました
①名寄帳閲覧および価格等の縦覧
回 4月3日(月)～5月31日(水)午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)／
回 市役所1階資産税課、各行政センター市民課／
回 窓口に来られる方の運転免許証、健康保険証など本人確認書類、代理人・法人の場合は委任状(申請書、委任状は市ホームページにも掲載)※納税通知書は5月9日(火)発送予定
②路線価図の閲覧
回 4月3日(月)から通年／
回 市役所1階市政情報コーナー、資産税課、各行政センター市民課

●家屋の取り壊し届はお済みですか
建物を取り壊し、まだ届け出をされていない方は「家屋取壊し届」を提出してください(法務局への滅失登記をしたものは除きます)。

●固定資産税の軽減措置のお知らせ
軽減措置の申告は、改修後原則3カ月以内をお願いします。

【住宅耐震改修に伴う軽減措置】

1982(昭和57)年1月1日以前に建築された住宅で、一定の耐震改修工事を行った場合、翌年度分から一定期間、固定資産税が減額されます。

【住宅のバリアフリー改修に伴う軽減措置】

新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税が減額されます。

【住宅の省エネ改修に伴う軽減措置】

2014(平成26)年4月1日以前に建築された住宅で、一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税が減額されます。

【共通】回 資産税課(回23-5197・5198、31-4516)



傷病手当金の適用期間を2023(令和5)年5月7日(日)まで延長しました

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方(給与の支払いを受けている方)が、新型コロナウイルス感染症の感染または疑いにより仕事を休んだ場合に支給する傷病手当金の適用期間を延長しました。詳細は市ホームページをご覧ください。

回 [国民健康保険に関すること]国民健康保険課保険担当(回31-4527)、[後期高齢者医療に関すること]医療年金課医療給付担当(回31-4526)

環境



春の全市一斉清掃を行います

回 4月16日(日)※悪天候の場合は各町内会にお問い合わせください／
回 釧路地域／
回 道路や公園等、公共の場の清掃／
回 集めたごみは、「公用ごみ袋」か「環境美化活動用ごみ袋」または「一斉清掃と表示した透明か半透明の袋」に入れ、可燃ごみの日に可燃ごみと同じ場所に出してください。ごみ処理施設へ自己搬入する場合は、処理手数料が掛かります。



回 連合町内会事務局(回23-2101)、環境事業課廃棄物対策担当(回31-4551)